

## 視覚障害者に関する刑事政策上の課題

著者	安部 祥太
雑誌名	法と政治
巻	72
号	3
ページ	85(1011)-124(1050)
発行年	2021-11-30
URL	<a href="http://hdl.handle.net/10236/00029984">http://hdl.handle.net/10236/00029984</a>

# 視覚障害者に関する刑事政策上の課題

論

安部 祥太

説

## はじめに——問題状況

これまで、刑事司法手続における障害者に対する権利保障や合理的配慮が議論されてきた。ここで取り上げられてきた主な障害は、知的障害、精神障害、発達障害、聴覚障害などである。厚生労働省の調査によれば、視覚障害により身体障害者手帳を所持する者は、身体障害者手帳所持者全体の7.3%である。聴覚障害により身体障害者手帳を所持する者の比率は、同8.0%である。過去には、視覚障害により身体障害者手帳を所持する者の方が、聴覚障害により身体障害者手帳を所持する者よりも比率が高かったこともある。<sup>(1)</sup> 刑事司法手続における聴覚障害者については、先行研究が<sup>(2)</sup> 複数存在する。それに対して、刑事司法手続における視覚障害者について

---

(1) 以上、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部「平成28年 生活のしづらさなどに関する調査(全国在宅障害児・者等実態調査)結果」(平成30年4月9日)8頁。

(2) 初期の研究として、高田昭正「アメリカにおける聴覚障害者の刑事手続き——黙秘権告知の問題を中心として」法民242号(1989年)26頁、松本品行=石原茂樹=渡辺修編『聴覚障害者と刑事手続——公正な手話通訳と刑事弁護のために』(ぎょうせい, 1992年)、渡辺修「聴覚障害者と刑事手続」神院24巻1号(1994年)113頁などがある。また、聴覚障害を有し、言語を習得しなかったことによる二次的精神遅滞が、訴訟能力の問題として顕在化することもある(渡辺修「聴覚障害者と刑事裁判の限界——最決平成7・2・28を契機に」判タ897号(1996年)38頁など)。

は、均衡を失するほど議論が乏しい。

視覚障害を有する者が刑事司法手続に関与する場合、被疑者・被告人、被害者、証人、裁判員となることが想定<sup>(3)</sup>できる。これらの者が、犯罪発生時、捜査手続、公訴提起、公判手続、上訴・非常救済手続、刑の執行の各過程で直面する困難は、様々なものがあり得る（本稿末尾に掲げた表2を併せて参照<sup>(4)</sup>）。視覚障害を有する者が刑事司法手続と関わる場面は、必ずしも少なくないはずである。

それにも拘わらず、刑事司法手続における視覚障害者に関する議論が展開されていない理由は、いくつか考えられる。視覚障害を有する者が被疑者になった場合は、多くの者は起訴猶予になることが予想される。犯罪被害者等になった場合は、視覚情報に基づく記憶の伝達が困難であること等を理由に、泣き寝入りをしたり、被害申告を躊躇することも予想される。

---

(3) 裁判員制度の施行から平成30年12月までの間に、選任手続期日において、点字翻訳を付す対応が行われた裁判員候補者は23名存在する。そのうち、5名が裁判員・補充裁判員に選任された（最高裁判所事務総局「裁判員制度10年の総括報告書【図表編】」（令和元年5月）59頁「図表26 手話通訳・要約筆記・点字翻訳を要した裁判員候補者及び裁判員等の数」）。

(4) 刑事施設内においても、視覚障害を有する者は存在する。例えば、小林良作＝宇都宮孝＝小島賢一「行刑施設被収容者の作業適正配置に関する研究」矯正協会附属中央研究所紀要1号（1991年）4頁及び8頁は、被収容者の作業指定手続において、「視覚・聴覚の健常さ」を考慮していることを示唆する。法務省法務総合研究所編「研究部報告52 知的障害を有する犯罪者の実態と処遇」（2013年）36頁注21）は、視覚障害等のために入所直後のCAPAS能力検査が実施できない者がいたことを示す。同41頁注29）も、個別知能検査で検査不能であった者5名のうち、視覚障害を有する者が1名含まれることを示す。大阪弁護士会2017年12月12日付「勧告書」は、視覚障害を有する受刑者に対して視力の補正器具（ルーペ）の使用を認めなかった事例について、視力の補正器具を必要とする被収容者からの申立を受け、大阪刑務所長に対してルーペ使用を認めるように勧告している。

証人となるべき地位に置かれた場合は、原体験における視覚情報の乏しさを理由に、信用性判断が困難であるとされ、他の証拠に基づく立証に重点が置かれることもあろう。いずれにしても、刑事司法手続において、視覚障害者の問題は必ずしも顕在化してこなかった。

視覚障害を有する者と刑事司法手続に関する研究は、国際的に見ても十分に深化していない。そのような中で、本稿が取り扱う韓国では、差別禁止や障害を持たない者との平等という観点から、視覚障害を有する者と刑事司法手続に関する議論が進みつつある。そこで、本稿は、韓国における視覚障害者と刑事司法手続に関する動向を概観し、視覚障害を有する者に関する刑事政策上の課題を提起することを目的とする。その上で、視覚障害を有する者と刑事司法手続に関する今後の研究の足がかりとしつつ、刑事司法手続におけるノーマライゼーションの進展を促す契機となることを期する。

## I. 日本における刑事司法手続と視覚障害者

### 1. 日本の刑事司法関連法令と視覚障害

現行の刑事司法関連法令に、視覚障害を有する者を想定した規定はほとんど存在しない。刑訴法49条後文が、「被告人は、読むことができないとき、又は目の見えないときは、公判調書の朗読を求めることができる。」と規定している程度である（なお、刑訴規則50条2項、126条3項も参照）。第13章「通訳及び翻訳」（175条以下）でも、視覚障害を有する者を想定した規定は存在しない。また、職権国選と関連する刑訴法37条も、「耳の聞えない者又は口のきけない者」を想定するのみである。このような状況について、関東弁護士会連合会は、1995年段階で、「わが国の…裁判の手続は原則として障害者が裁判を受けることを想定して（おらず）…正当な権利行使や防禦権等の裁判をうける権利は、全くといってよいほど無視され

ているか、著しく軽視されている」と指摘していた。<sup>(5)</sup>

## 2. 障害者の権利に関する条約と「障がい者制度改革」

2006年12月に、国連総会は、障害者の権利に関する条約（以下、「障害者権利条約」という）を採択した（2008年5月発効）。障害者権利条約13条1項は、「締約国は、障害者が全ての法的手続（捜査段階その他予備的な段階を含む。）において直接及び間接の参加者（証人を含む。）として効果的な役割を果たすことを容易にするため、手続上の配慮及び年齢に適した配慮が提供されること等により、障害者が他の者との平等を基礎として司法手続を利用する効果的な機会を有することを確保する。」と規定する。また、同条2項は、「締約国は、障害者が司法手続を利用する効果的な機会を有することを確保することに役立てるため、司法に係る分野に携わる者（警察官及び刑務官を含む。）に対する適当な研修を促進する。」と規定する。

日本は2014年1月に批准書を寄託し、同年2月19日から障害者権利条約が日本について効力を生じることとなった。これに先立ち、内閣府は、障害者権利条約の締結に必要な国内法の整備等を議論するために、2009年に「障がい者制度改革推進本部」を設置した。

障害者施策の推進に関する事項について具体的な議論を展開した「障がい者制度改革推進会議」は、司法手続に関する議論と関連して、視覚障害を有する者を取り上げたことがある。例えば、第6回会議では、捜査機関が強制処分を行うにあたって令状を呈示しても、視覚障害を有する者はその内容を読み取ることができないこと、取調べにおいて、視覚障害を有

---

(5) 関東弁護士会連合会編『障害者の人権——障害者の裁判を受ける権利／成年後見制度の研究』（明石書店、1995年）11頁。同書36頁以下は、視覚障害を有する者が刑事手続で受ける権利侵害や不利益について指摘する数少ない文献である。

する者に対応した情報提供方法や支援がないこと、調書の内容を確認する手段がないこと等の意見が紹介された。<sup>(6)</sup>障がい者制度改革推進会議差別禁止部会第10回会議（平成23年11月11日）でも、視覚障害と司法手続に関する議論が若干展開された。<sup>(7)</sup>

しかし、他の会議や部会における議論は、司法手続と関連して、知的障害、精神障害、発達障害を念頭に置くことが多かった。また、視覚障害を有する者に着目して検討するのではなく、「障害者の特性に応じた手続上の配慮」という広い枠組みの中で捉える視点に終始した。障がい者制度改革推進会議第16回会議（平成22年7月22日）で行われた有識者ヒアリングでも、「司法へのアクセス」と関連して、視覚障害は議論されていない。

### 3. 小括

障害者権利条約の批准に先立ち、国内法の整備等に関する議論が展開された。ここでは、障害を有する者に対する「司法手続の利用の機会」の保障も扱われた。その結果、障害者基本法（2011年）、障害者差別解消法

---

(6) 障がい者制度改革推進会議「障がい者制度改革推進会議（第6回）議事録」（平成22年3月30日）4頁。

(7) 他に、障がい者制度改革推進会議「障害者制度改革の推進のための基本的な方向（第一次意見）」（平成22年6月7日）は、視覚障害者に対して点字判決が交付されないことを指摘する。障がい者制度改革推進会議差別禁止部会「障害を理由とする差別の禁止に関する法制の制定に向けて——論点に関する中間的な整理」（平成24年3月16日）は、「情報伝達にかかる合理的配慮」として、訴訟関係書類の点字化を挙げる。障害者政策委員会差別禁止部会『「障害を理由とする差別の禁止に関する法制」についての差別禁止部会の意見』（平成24年9月14日）は、視覚障害を有する者にとって、逮捕者が警察官であるか否か、令状が発付されているか否か、調書の読み聞かせが書面通りであるか否かの判断が困難であることを指摘する。また、被告人質問や証人尋問において、図面や証拠物の形状を示しながら行う尋問に回答できないこと、代替手段が合理的配慮として求められること、点字判決書を交付する必要があること等を挙げる。

(2013年)、障害者雇用促進法(2013年)などの制定に結実した。しかし、障害者基本法29条は、司法手続における配慮等を抽象的に規定しただけである。障害者差別解消法は、国や地方自治体の責務を確認し(3条)、行政機関等に対して「社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関する環境の整備」を努めるよう求めるものの、その実施や環境整備は各機関に委ねられた状態である(5条)。また、障害を有する者と司法手続に関する議論の多くは、知的障害や精神障害などを念頭に置いて進行された。視覚障害を有する者は、「司法手続の利用の機会」の保障との関係で、意識・検討されていない存在である。

障害者基本法に基づいて策定された「障害者基本計画(第4次)」は、「Ⅲ 各分野における障害者施策の基本的な方向」の第7項目で、「行政等における配慮の充実」を掲げている<sup>(8)</sup>。ここで示された基本的な考え方は、「障害者とその権利を円滑に行使できるよう、司法手続や選挙等において必要な環境の整備や障害特性に応じた合理的配慮の提供を行う」というものである。そして、「司法手続等における配慮等」と関連して、「被疑者・被告人あるいは被害者・参考人となった障害者が、意思疎通等を円滑に行うことができるよう、刑事事件における手続の運用において適切な配慮を行うこと」や、「矯正施設に入所する障害者に対して、社会復帰支援のためのプログラムの提供を促進する」こと等を挙げる。しかし、ここで主に想定された者も、知的障害等を持つ者である。実際に、「障害者基本計画(第4次)」が策定された後も、視覚障害を有する者と刑事司法手続に関する先行研究は存在しない。視覚障害を有する者は、刑事司法手続における権利保障や合理的配慮に関する法制度・議論から、忘れられた存在である<sup>(9)</sup>。

(8) 内閣府「障害者基本計画(第4次)」(平成30年3月)42頁。

(9) 最高裁判所裁判官会議議決「裁判所における障害を理由とする差別の

## II. 韓国における視覚障害と障害者差別禁止法

### 1. 視覚障害者の定義

韓国・障害者福祉法2条1項は、「障害者」について、「身体的・精神的障害により、長らく日常生活や社会生活において相当な制約を受ける者」と定義している。<sup>(10)</sup> 障害者福祉法2条2項1号は、「身体的障害」について、「主たる外部身体機能の障害、内部器官の障害等をいう。」と規定し、障害の種類及び基準について大統領令で定める旨を規定する（同項柱書）。

この規定を受けて、大統領令である障害者福祉法施行令は、別表1「障害の種類及び基準に拠る障害者」で、「視覚障害者」を含む各障害を定義している（同施行令2条1項）。施行令別表1が定める視覚障害者とは、（1）視力の悪い方の眼の視力（公認された視力表で測定された矯正視力を言う。以下、同様）が0.02以下である者、（2）視力の良い方の眼の視力が0.2以下である者、（3）両眼の視野がそれぞれ中心視野から10度以内である者、（4）両眼の視野の二分の一以上が欠けている者、（5）両眼の中心視野から20度以内に複視がある者をいう。また、同施行令は、障害

---

解消の推進に関する対応要領」（平成28年3月23日）に付された「（別紙）裁判所における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領に係る留意事項」は、「7 合理的配慮の具体例」（2）ウおよびコで、視覚障害を有する者を想定する。しかし、同対応要領は、裁判所の職員が行う事務を対象とするものである。なお、障害者権利条約13条の「司法手続の利用の機会」の保障条項は、日本政府代表団の働きかけによって誕生したものである（東俊裕「司法へのアクセス」長瀬修＝東俊裕＝川島聡編『障害者の権利条約と日本——概要と展望』（生活書院、2008年）85～86頁）。このことは、本稿の問題意識との関係で改めて強調されるべきである。

(10) 韓国において、障害者を指す語は「장애인」であり、直訳すると「障害人」である。本稿では、一般的な日本語表記に倣い、「障害者」と訳出する。

の程度を保健福祉部令で定める旨を規定している（同施行令 2 条 2 項）。この規定を受けて、保健福祉部令である障害者福祉法施行規則は、別表 1 「障害者の障害程度」で各障害の程度を規定している（施行規則 2 条 1 項）。施行規則別表 1 が定める「視覚障害者」は、2 段階に分けられる。1 つは、「障害の程度が高い障害者」である。具体的には、①視力の良い方の眼の視力（公認された視力表で測定されたものをいい、屈折異常がある者は最大矯正視力を基準とする。以下同じ。）が0.06以下の者と、②両眼の視野がそれぞれ全方向で5度以下である者である。これに対して、「障害の程度が高くない障害者」は、①視力の良い方の眼の視力が0.2以下の者、②両眼の視野がそれぞれ全方向で10度以下である者、③両眼の視野がそれぞれ正常視野の50%以下に減少した者、④視力の悪い方の眼の視力が0.02以下の者、⑤両眼の中心視野から20度以内に複視がある者を指す。

## 2. 韓国における視覚障害者と点字使用等

韓国における低視力視覚障害者を含む全視覚障害者の点字識字率は、2017年段階で12.4%である。全視覚障害者の86.0%が「点字を理解しない」者であり、全視覚障害者の1.6%が「点字解読を学習中」とされている。その詳細は、次頁表 1 の通りである。<sup>(11)</sup> もっとも、視覚障害者数は、日本と同様に推計に基づいている。<sup>(12)</sup>

視覚障害を持たない者は、視覚障害を有する者が点字を用いて情報を入力する印象を持つことが多いように思われる。しかし、韓国において点字

(11) 보건복지부=한국보건사회연구원 「2017년 장애인실태조사」 정책보고서2017-90 (2017년) 158쪽.

(12) 日本における視覚障害者の人員に関する最新の推計は、厚労省・前掲注 1) が示す。身体障害者手帳を所持する者のうち、視覚障害を有する者は、31万2,000名である。なお、「聴覚・言語障害」を有する者は、同34万1,000名である（以上、同 8 頁）。

表1) 視覚障害を有する者の点字解読可否状況

区分	男性	女性	全体
点字解読可能	19.5%	4.7%	12.4%
点字解読不可	80.1%	92.4%	86.0%
学習中	0.4%	2.9%	1.6%
計	100.0%	100.0%	100.0%
視覚障害者推定数	38,477名	35,823名	74,300名

注) 視覚障害を有する者のうち、1～4級障害者の点字解読可能比率である。

解読が可能な者は、調査に応じた視覚障害者のうち12.4%に留まる<sup>(13)</sup>。そのため、視覚障害を有する者に対する援助は、点字以外の方法（例えば、テキスト読み上げソフトや拡大鏡を利用したり、視覚情報を適切に伝達できる介助者等の援助を受ける方法）も模索されなければならないとされている。

### 3. 障害者差別禁止法に基づく司法手続における障害者政策

#### (1) 障害者権利条約の批准と障害者差別禁止法の制定

韓国は、日本より6年早い2008年12月に、障害者権利条約を批准した。ところで、大韓民国憲法6条1項は、「憲法により締結・公布された条約及び一般的に承認された国際法規は、国内法と同じ効力を有する。」と規定している。日本でも議論が見られるように、韓国においても、条約の国

(13) 日本においても、日常的な情報入手手段として「点字」を挙げた視覚障害者は、73名中6名(8.2%)に過ぎない。日常的な情報入手手段として最も用いられている手段は、「テレビ(一般放送)」である(76.7%)。その他、「家族・友人・介助者」(53.4%)や「ラジオ」(41.1%)も、主な情報入手手段として用いられている(以上、厚労省・前掲注1)28頁)。視覚障害を有する者の点字識字率・利用率が高くないことは、筆者も参加する日弁連法務研究財団の研究事業(本稿末尾〔付記〕参照)で、大胡田誠弁護士および竹下義樹弁護士に対する聴き取り調査を行った際にもご教示いただいた。

内的効力が問題となる。本稿の記述に必要な範囲に限り、韓国における一般的な理解を整理すると、次の通りである。国際条約は、国内に直接適用<sup>(14)</sup>することができ、国内裁判所は直接に裁判の根拠とすることができる。<sup>(15)</sup>条約は、憲法よりも下位規範として扱われている。<sup>(16)</sup>条約と国内法が抵触する場合には、新法優先の原則と特別法優先の原則が適用される（条約と国内法は優劣関係になく、等位であると理解されている<sup>(17)</sup>）。

条約の批准に先立つ国内法の整備にあたって、韓国では、障害者権利条約が司法手続との関係で「法律の前にひとしく認められる権利」（12条）と「司法手続の利用の機会」（13条）の保障を求めていることが重視された。そして、これを事前に具体化する法整備が必要であると認識された。2008年4月11日に制定された障害者差別禁止法は、目的規定で、「全ての生活領域において、障害を理由とした差別を禁止し、障害を理由として差別を受けた者の權益を効果的に救済することにより、社会参加と平等権実現を通じて人間としての尊厳と価値を具現すること」を宣言した（1条）。障害を有する者が、障害を持たない者と同じ対応を受けた場合、コミュニケーションや情報アクセスとの関係で実質的差別が生じる。そこで、この

(14) 박찬운 「국제인권조약의 국내적 효력과 그 적용을 둘러싼 몇 가지 고찰」 법조56권 6호 (2007년) 147-150쪽, 정인섭 「조약의 국내법적 효력에 관한 한국 판례와 학설의 검토」 서울국제법연구22권 1호 (2015년) 36-37쪽を参照。

(15) 남북현 「헌법제 6 조제 1 항의 구체적 의미」 헌양법학23집 (2008년) 205쪽, 정인섭・前掲注14) 30쪽.

(16) 헌법재판소2001. 9. 27선고, 2000헌바20결정, 헌법재판소2013.11.29선고, 2012헌마166결정.

(17) U.N. Doc. CAT/C/32/Add. 1. para.20 (1996). 但し、学界の議論は、条約の上位を主張する見解や、国会の同意の有無によって当該条約の位置づけを変える見解などが交錯している。この点については、本稿の射程を超えるため、割愛する。

ような不利益を受けることを回避するため、<sup>(18)</sup> 司法を含む公共機関の責任や義務が詳細に規定された。

(2) 司法・行政手続における差別禁止・援助義務

障害者差別禁止法26条は、「司法・行政手続及びサービスにおける差別禁止」を規定する。同条の内容は、以下の通りである（下線は、筆者による）。

26条（司法・行政手続及びサービスにおける差別禁止）

- 第1項 公共機関等は、障害者が生命、身体又は財産権保護を含む自らの権利の保護・保障を受けるために必要な司法・行政手続及び役務提供において障害者を差別してはならない。
- 第2項 公共機関及びその所属員は、司法・行政手続及び役務の提供において、障害者に第4条第1項第1号・第2号及び第4号から第6号までに定めた行為をしてはならない。
- 第3項 公共機関及びその所属員は、職務を遂行し、又は権限を行使するに当たり、次の各号に該当する差別行為をしてはならない。
1. 許可、申告、認可等において、障害者を正当な事由なく障害を理由に制限・排除・分離・拒否する場合
  2. 公共事業受患者選定基準を定めるにおいて、正当な事由なく障害者を制限・排除・分離・拒否し、又は障害を考慮しない基準を適用することにより障害者に不利な結果をもたらす場合
- 第4項 公共機関及びその所属員は、司法・行政手続及びサービスを障害者が障害者でない者と実質的に同等な水準で利用できる

(18) 박찬운 「수사절차에서의 장애인 인권——신뢰관계자의 동석을 중심으로」 법학논총27집 1호 (2010년) 117쪽.

- るように提供しなければならず、そのために正当な便宜を提供しなければならない。
- 第5項 公共機関及びその所属員は、障害者が司法・行政手続及びサービスに参加するため、障害者が自ら認識し作成することができる書式の製作及び提供等、正当な便宜の提供を要求する場合には、これを拒否し、又は任意に執行することによって障害者に不利益を与えてはならない。
- 第6項 司法機関は、事件関係者に対して意思疎通又は意思表示に困難を感じる障害があるか否かを確認し、その障害者に対して、刑事司法手続において援助を受けることができること及びその具体的な援助の内容を知らせなければならない。この場合において、司法機関は、当該障害者が刑事司法手続において援助を受けることを申請した場合は、正当な事由なくこれを拒んではならず、それに必要な措置を講じなければならない。
- 第7項 司法機関は、障害者が人身拘禁・拘束状態において障害者でない者と実質的に同等な水準の生活を営むことができるように、正当な便宜及び積極的な措置を提供しなければならない。
- 第8項 第4項から第7項までの規定に必要な事項は、大統領令で定める。

障害者差別禁止法26条1項が規定する「公共機関」は、「国家及び地方自治体、その他大統領令で定める公共団体」を指し（同法3条4号）、裁判所はこれに含まれるとされている。韓国の障害者差別禁止法は、差別を禁ずるとともに（26条1項）、司法機関に対して、障害を有する者が障害

96(1022) 法と政治 72巻3号 (2021年11月)

者でない者と実質的に同等な水準で司法手続を利用できるようにする義務や、そのために正当な便宜を提供する義務を課す（同条4項）。また、そのためには、事件関係者の有無の有無や程度を把握する必要があるため、障害の有無の事前確認や援助を受けることができる旨の告知を義務づける（同条6項）。韓国では、司法関係機関に対して手続や義務を具体的に課すことで、障害を有する者の司法へのアクセス権を実効的に保障することを目指している。

### （3）小括

韓国の障害者差別禁止法に基づく司法手続における障害者政策を概観すると、次の視点を重視していることが分かる。まず、障害者権利条約が要求する「法律の前にひとしく認められる権利」と「司法手続の利用の機会」は、十分に保障すべきである。そのためには、司法手続における配慮等を抽象的に規定するだけでは足りず、手続や関係機関が負う義務を具体的に定める必要がある。障害を有する者が、司法へのアクセス権を常に侵害されるわけではない。同じ障害を有している場合であっても、必要な援助は人によって異なる。そのため、アクセス権の主体となる障害者の概念や、司法関係機関が行う援助等は、障害を有する個人の特性や具体的な状況に<sup>(19)</sup>応じて解釈される必要がある。

## Ⅲ. 韓国における刑事司法手続と視覚障害者

### 1. 刑事訴訟法上の「視覚障害者」

韓国の刑訴法は、その歴史的経緯により、日本の刑訴法と類似していた。<sup>(20)</sup>

---

(19) 차성안 「장애인의 사법 서비스 접근권과 장애인차별금지법——법원을 중심으로」 공익과 인권 8호 (2010년) 238쪽.

(20) 安部祥太 『被疑者取調べの憲法的規制』 (日本評論社, 2019年) 174頁以下.

そのため、制定当初から存在する規定については、日本と同様である。<sup>(21)</sup> 第14章「通訳及び翻訳」(180～183条)に関する規定も、日本の刑訴法と同内容である。<sup>(22)</sup> むしろ、日本の刑訴法49条後文に相当する韓国刑訴法55条2項が「被告人が公判調書を読むことができないときは、公判調書の朗読を請求することができる。」と規定し、「目の見えないとき」を明示していない点では、日本の刑訴法よりも視覚障害者を想定していないとも言える。

## 2. 信頼関係人同席制度

日本の法制度と異なる点として、2007年刑訴法改正が、障害を有する者全般に関する特則を捜査・公判の各段階で設けたことを挙げることができ<sup>(23)</sup>る。この特則は、被疑者・被告人等と信頼関係にある者を手続に同席させる制度(信頼関係人同席制度)である。<sup>(24)</sup>

### (1) 捜査段階における信頼関係人同席制度

捜査段階の被疑者取調べでは、被疑者が身体的又は精神的障害により事物を弁別し、又は意思を決定・伝達する能力が微弱なときなどに、捜査機関の職権又は被疑者・法定代理人の申請により、被疑者と信頼関係にある者を同席させることができる(刑訴法244条の5)。この制度は、障害を有する者の人権保障のためのものであるとされる。<sup>(25)</sup> もっとも、大法院は、

(21) 韓国刑訴法の条文は、安部祥太「韓国刑事訴訟法試訳」青山ローフォーラム4巻1号(2015年)85頁以下を参照。

(22) 韓国刑訴法180条は「国語に通じない者と通訳」を、181条は「聴覚・言語障害と通訳」を、182条は「国語でない文字・符合の翻訳」をそれぞれ規定している。また、183条は準用規定である。

(23) 2007年改正については、安部・前掲注20)206頁以下を参照。

(24) なお、信頼関係人の同席とは別に、韓国では被疑者取調べへの弁護人立会権が認められている(法243条の2)。詳細は、安部・前掲注20)282頁以下。

(25) 신동운『신형사소송법 [제5판]』(법문사, 2014년) 263쪽.

被疑者取調べに信頼関係人を同席させるか否かの判断は、「原則的に検事又は司法警察官が、被疑者の健康状態など様々な事情を考慮して裁量によって判断すべき」<sup>(26)</sup>であると判示している。また、捜査機関が同席を許可した場合であっても、同席人が被疑者に代わって供述してはならない。

信頼関係人の同席は、被疑者のみならず、被害者等の参考人にも認められ得る。刑訴法221条（日本の刑訴法223条に相当する）によって、被害者等が捜査段階で取調べを受ける場合は、裁判所が被害者を証人として尋問する際の信頼関係人同席制度が準用される（刑訴法221条3項）。すなわち、被害者証人の保護と関連する刑訴法163条の2第2項は、「裁判所は、犯罪による被害者が13歳未満であったり、身体的又は精神的障害により事物を弁別したり意思決定する能力が微弱な場合には、裁判に支障をきたすおそれがある等やむを得ない場合でない限り、被害者と信頼関係にある者を同席させなければならない。」と規定する。信頼関係にある者の範囲は、「被害者の配偶者、直系親族、兄弟姉妹、家族、同居人、雇用主、弁護士その他被害者の心理的安定と円滑な意思疎通に資する者」である（刑訴規則84条の3第1項）。この規定が、検事又は司法警察官が犯罪被害者等を取り調べる場合に準用されるのである（刑訴法221条3項）。

## （2）公判段階における信頼関係人同席制度

公判段階で裁判所が被告人を尋問するにあたって、被告人が身体的又は精神的障害により事物を弁別し、又は意思を決定・伝達する能力が微弱なときなどに、裁判所の職権又は被告人・法定代理人・検事の申請により、被告人と信頼関係にある者を同席させることができる（刑訴法276条の2）。信頼関係にある者の範囲は、「被告人の配偶者、直系親族、兄弟姉妹、家族、同居人、雇用主その他被告人の心理的安定と円滑な意思疎通に資する

---

(26) 대법원2009.6.23선고, 2009도1322판결.

者」である（刑訴規則126条の2第1項）。

犯罪被害者を証人として尋問する際の信頼関係人同席制度は、上記（1）で述べた通りである（刑訴法163条の2）。

### （3）小括

韓国刑訴法は、捜査・公判の各段階で、被疑者・被告人、被害者等に対して、信頼関係人同席制度を設けている。ここで挙げられている要件は、「被告人等が身体的又は精神的障害により事物を弁別し、又は意思を決定・伝達する能力が微弱であること」である。視覚障害は、「身体的…障害」に該当し得る。また、視覚障害に起因して、視覚情報を適切に理解・伝達することが困難な場合は、「身体的…障害により事物を弁別し、又は意思を…伝達する能力が微弱であるとき」に該当し得る。視覚障害を有する被疑者・被告人や犯罪被害者等は、これらの規定を用いて、情報入手を日常的に援助する者を含む信頼関係人を手続に同席させ得る。

### 3. 捜査段階における障害の有無及び程度の確認義務

捜査機関が障害を有する者に対する捜査を行う場合、障害の有無や程度を把握できなければ、必要な援助や合理的配慮を行うことができない。そこで、警察庁訓令「人権保護のための警察官職務規則」は、捜査対象者本人又は関係専門機関に対して、捜査対象者の障害の有無及び等級等を事前に確認し、障害類型に応じた調査方法を選択・実施しなければならないことを規定している<sup>(27)</sup>（75条）。障害者差別禁止法26条6項とこの規定により、捜査機関は、捜査対象者の障害の有無および程度を事前に確認することが

---

(27) 日本の犯罪捜査規範168条の2は、「精神又は身体に障害のある者の取調べを行うに当たっては、その者の特性を十分に理解し、取調べを行う時間や場所等について配慮するとともに、供述の任意性に疑念が生じることのないように、その障害の程度等を踏まえ、適切な方法を用いなければならない。」と規定するのみである。

義務づけられる。また、捜査機関は、障害者差別禁止法26条4項及び6項に基づき、必要な援助や合理的配慮を行わなければならない。

#### 4. 小括

制定時の韓国刑訴法は、日本の現行刑訴法と同様に、視覚障害を有する者を想定していなかった。しかし、その後の改正を通じて、捜査・裁判手続における信頼関係人同席制度を設けた。障害者差別禁止法26条が司法手続過程で関係機関に求める義務と相俟って、障害を有する者に対する援助や合理的配慮を行う手続が具体化されている。

もっとも、韓国の実務運用や学理の議論を見ても、視覚障害を有する者が信頼関係人同席制度を用いて援助を受けた具体例を探し当てることはできなかった。しかし、視覚障害を有する者が刑事司法手続と関わりを持ったときに、視覚情報へのアクセスや理解・伝達の援助のために信頼関係人を同席させる余地がある点は、日本においても参考となる。

### IV. 韓国の刑事司法実務と視覚障害者

韓国でも、刑事司法手続における視覚障害者の権利保障や合理的配慮は、充分な水準に達していない。しかし、障害者権利条約の批准と障害者差別禁止法の制定を通じて、刑事司法手続における視覚障害者の存在が意識され始めている。また、判例や国家人権委員会決定などを通じて、権利保障や合理的配慮が徐々に進んでいる。

#### 1. 提起されている問題

韓国で、視覚障害を有する者が刑事司法手続において受け得る権利侵害や不利益は、本稿の理解と同様に、その立場に応じて区別して指摘されている。<sup>(28)</sup> 具体的には、(1) 視覚障害を有する者が被疑者・被告人となった

---

(28) 以下の記述は、차성안・前掲注19) 236쪽 및 237쪽각주 7) に依拠した。

場合、(2) 被害者や証人となった場合、(3) 国民参与裁判の陪審員となった場合である。また、裁判所におけるバリアフリー設備（音声案内表示や法廷における点字誘導ブロックなど）の整備に関する指摘もみられる。<sup>(29)</sup>

(1) 視覚障害を有する者が被疑者・被告人となった場合の課題は、裁判所や国家人権委員会が実際に取り上げた法的問題と関連するものである。具体的には、被逮捕・拘束被疑者に対する手錠使用の是非、調書の閲覧・確認方法、送達された公訴状・召喚状の確認方法、判決書の点訳作成・提供方法等が課題として指摘されている。これらは、次節で改めて述べる。

(2) 視覚障害を有する者が被害者や証人となった場合は、視覚情報を欠くために証言の信用性が否定されやすいことや、事件通知時の配慮等が課題として指摘されている。

(3) 視覚障害を有する者が国民参与裁判の陪審員となった場合は、障害を理由とする陪審からの排除が差別に当たるか否かという問題が指摘されている。国民参与裁判法20条は、陪審の職務遂行を職権又は申請で免除できる事由を列挙している。そのうち、同条6号は、「重病・傷害又は障害によって、裁判所に出席することが困難な者」を挙げる。また、同条7号は、「その他のやむを得ない事由で陪審員の職務を遂行することが困難な者」を挙げる。視覚障害者は、これらのいずれかに該当する可能性がある。しかし、障害者差別禁止法上の便宜提供義務を果たさず、視覚障害を含む障害を理由として直ちに陪審から排除することは、違法な差別になる。<sup>(30)</sup> そのため、点字や電子ファイル等の情報へのアクセスに関する便宜提

(29) 차성안・前掲注19) 266쪽이하.

(30) 차성안・前掲注19) 249쪽각주42). 同論文は、どのような援助・支援を行う必要があるかを把握し、障害を有する者のアクセス権をより保障するためにも、視覚障害を有する者が陪審として関与する模擬裁判を行うことが示唆に富むのではないかと指摘する。

供等が行われることを前提として、陪審員として職務遂行できるかどうか慎重に判断すべきであるとされる。法院行政処（日本の最高裁判所事務総局に相当する）も、国民参与裁判制度に関する公式解説の中で、「障害を理由に職権で陪審員の職務を免除することには、慎重でなければならない<sup>(31)</sup>」と述べる。そして、法院行政処は聴覚障害者を例に挙げて、「陪審員候補者について、聴覚障害があるという理由だけで陪審員職務を免除することはできない。聴覚障害によって証拠調べ及び陪審員の職務遂行に困難がある点が疎明された場合には、陪審員の職務を免除することができるであろう。実務上は、このような陪審員候補者が陪審員として職務を遂行することが難しいと判断されれば、検事や弁護人が理由なしの忌避権を行使するケースもあろう」とする。

（４）その他、視覚障害を有する者が多く就労する「あん摩業」と関連した配慮も指摘されている。「あん摩業」に従事する場合、勤務時間が深夜帯と重なり、裁判所の執務時間中に出頭することが困難な場合がある。そのため、午後の遅い時間に呼出しを行う等の配慮が求められるとされている。

（５）これに対して、視覚障害を有する者が刑事施設の被収容者となった場合については、議論が乏しい。しかし、報道によれば、2015年4月23日現在、<sup>(32)</sup> 刑事施設に収容された視覚障害受刑者は42名存在するという。また、そのほとんどは、刑執行期間中に他の疾病等に起因して視力を失った中途視覚障害者であるという。法務部は、驪州刑務所（여주교도소）と清州刑務所（청주교도소）を「視覚障害専担刑務所」に指定し、<sup>(33)</sup> 点字教育などを行っている。

---

(31) 법원행정처 『국민참여재판의 이해』(2007년) 52쪽.

(32) 문화일보2015.4.23 「시각장애 수형자에 점자교육 27년 ‘청주교도소’ 김현구 씨… “3000명에 세상과 소통법 가르쳤죠”」.

## 2. 刑事司法実務における視覚障害

刑事司法手続において、視覚障害を有する者が直面する権利侵害や不利益等が危惧される中で、一定の処分や不作為の適法性が実際に争われる事例が現れ始めている。以下では、視覚障害を有する者が置かれた立場ごとに、実務上の動きを確認する。

### (1) 被疑者・被告人が視覚障害を有する場合の権利保障

#### ① 視覚障害を有する被告人に対する国選弁護人の選任

大法院2010年判決は、職権による国選弁護人選任規定（刑訴法33条3項）を視覚障害者に準用することを認めた判例である。<sup>(34)</sup> この事案の概要は、次の通りである。本件被告人は、あん摩施術所を経営する視覚障害者であり、あん摩施術所において就労資格のない中国国籍の従業員を雇用したとして起訴された。第一審裁判所は、出入国管理法違反を認定し、罰金刑を宣告した。<sup>(35)</sup> 被告人は、罰金額について量刑不当で控訴したものの、控訴は棄却された。<sup>(36)</sup> そこで、被告人は、自身が2級視覚障害を有し、点字資料がなければ印刷物の情報にアクセスすることが相当に困難であるにも拘わらず、弁護人の援助を受けられなかったとして上告した。

大法院は、職権で次のように判示して、原判決を破棄し、事件を原審裁判所に差し戻した。すなわち、「刑事訴訟法上の権利の行使が自力では困難であると認められる視覚障害者が被告人となった場合、訴訟係属中の関係書類や公判調書などを十分に確認できないまま公判審理に臨むことになり、防禦権を効果的に行使できない可能性が高い。そうであれば…憲法上

(33) 한국일보2015.12.30 「감옥서 두 눈 다 멀게 생겼는데 법무부는 ‘덜 뚱’」.

(34) 대법원2010. 4. 29선고, 2010도881판결.

(35) 수원지방법원성남지원2009. 9. 29선고, 2009고정1933, 2009고정2061 (병합) 판결.

(36) 수원지방법원2009.12.31선고, 2009노4971판결.

の弁護人の援助を受ける権利及び刑事訴訟法上の国選弁護人制度の趣旨と、訴訟関係書類等が点字資料で提供されない刑事訴訟実務などに照らして、裁判所は、刑事訴訟法33条3項の規定を準用し、被告人の年齢・知能・教育の程度を含む視覚障害の程度などを確認した上で、権利保護のために必要と認めるときは、視覚障害者である被告人の明示的な意思に反しない範囲内で、国選弁護人を選任して防禦権を保障する必要がある。それにも拘わらず、国選弁護人の選任なく公判審理が行われ、被告人の防禦権が侵害されることにより、判決に影響を及ぼしたと認められる場合には、刑事訴訟法33条3項に違反した違法があると解さなければならない<sup>(37)</sup>と。

刑訴法33条3項は、「裁判所は、被告人の年齢・知能及び教育の程度等を参酌し、権利保護のために必要であると認めるときは、被告人の明示的な意思に反しない範囲内で、弁護人を選任しなければならない。」という規定である。大法院は、被告人が視覚障害を有する場合に、この規定を準用することを認めた。そして、2011年6月21日に、裁判例規「国選弁護に関する例規」を改正し、「刑事訴訟法33条3項に該当する場合又は被告人が視覚障害者である場合、第一審裁判所は、被告人が明示的に国選弁護人の選任を望まない意思を表示したときを除き、遅滞なく国選弁護人を選任する。」という規定を設けた（同6条2項）。大法院2010年判決と国選弁護に関する例規6条2項により、視覚障害を有する被告人は、国選弁護人の援助を受けることができるようになった。

## ②視覚障害を有する被疑者への手錠使用への配慮

国家人権委員会2017年決定は、視覚障害を有する被疑者の押送にあたって手錠等の戒具を使用することが、不当な人身拘束に該当し得ることを認め<sup>(38)</sup>た。この事案の概要は、次の通りである。本件陳情人は、1級視覚障

(37) 대법원2010.4.29선고, 2010도881판결.

(38) 국가인권위원회2017.9.28, 16전정0773900결정. 国家人権委員会につ

害を有する者であり、罰金未納で手配されていた。陳情人は、警察に自ら112番通報を行い、「視覚障害を有するため手助けが必要である」旨を告げた。そして、臨場した警察官に対して、身分を明かして自首する意思を告げた。その後、陳情人は、警察署留置場や検察庁に押送される際に、警察官から手錠をかけられ、手錠の鎖を引っ張られる等の扱いを受けた。陳情人は、この手錠使用等を理由として、国家人権委員会に陳情した。

国家人権委員会は、次のように判断し、保護装具の過度な使用や不当な身体拘束を指摘した。すなわち、「憲法12条は身体を規定しており、障害者差別禁止法26条4項は『公共機関及びその所属員は、司法・行政手続及びサービスを障害者が障害者でない者と実質的に同等な水準で利用できるように提供しなければならない』と規定している。警察官職務執行法10条の2（警察装具の使用）は、『警察官は、現行犯人の場合、犯人逮捕、逃走防止、自己または他人の生命身体に対する防護、公務の執行に対する抗拒抑制のために必要と認められる相当の理由があるときは、その事態を合理的に判断し、必要な限度内において警察装具（手錠）を使用することができる』旨を規定している。なお、人権保護捜査準則（法務部訓令985号）4条は、合理的理由なく障害等を理由として差別しないように求めている。被疑者留置及び護送規則（警察庁訓令62号）50条1項は、『護送官は、護送官署を出発する前に、必ず被護送者に手錠及び捕縄を使用しなければならない。但し、拘留の宣告及び監置命令を受けた者、高齢者、障害者、妊婦及び患者のうち、住居及び身分が確実であり、逃走のおそれがない者については、

---

いては、安部祥太「刑務所処遇における国際人権の追求」法教429号（2021年）4～7頁、安部祥太「再審開始決定に対する検察官抗告の予備的検討—韓国国家人権委員会による検察官抗告の改善勧告を契機として」青法61巻2号（2019年）79～80頁及び同稿注61）を参照。

手錠等をかけない』旨を規定している。…陳情人は、自ら112番通報し、自身の居住地から自首した者である。当時、逃走のおそれはなく、住居及び身分が確認された状態であったと判断される。また、陳情人は前が全く見えない視覚障害者であるため、実際の逃走可能性は極めて希薄であった。例え逃走したとしても、逮捕は容易であったと判断される。それにも拘わらず、逃走のおそれがなく、住居及び身分が確実に、前が全く見えない陳情人に手錠をかけて護送したことは、警察官職務執行法10条の2、被疑者留置及び護送規則50条1項に違反した過度な措置であり、憲法12条が保障する陳情人の身体を侵害したものと判断される<sup>(39)</sup>と。国家人権委員会は、このような判断を踏まえ、本件を担当した警察署長に対して、陳情人に手錠をかけた被陳情人である捜査官を対象として、障害者人権教育を実施するように勧告した。また、検事総長に対して、大検察庁例規「逮捕・護送等装備の使用に関する指針」を補完するように勧告した<sup>(40)</sup>。

本件決定は、憲法、刑訴法、障害者差別禁止法の趣旨を踏まえつつ、観念的な議論ではなく陳情人が置かれた現実的な状況を踏まえて人権侵害を認め、具体的な対応策を求めている。

### ③点字・電子点字ファイル・音声出力可能ファイルでの判決書提供

刑訴法や刑訴規則には、判決書の点字提供等に関する規定がない。この点について、近時、注目すべき報道がなされた。2020年10月5日付の法

---

(39) 국가인권위원회2017.9.28, 16전정0773900결정.

(40) なお、本決定の直後である2017年11月15日に、大検察庁例規「逮捕・護送等装備の使用に関する指針」が改正された。この改正によって改められた条文を特定することはできなかった。同指針は、逮捕・護送のための装備の使用を必要最小限に留め、障害者等のうち住居及び身分が確実に逃走のおそれがない者については、装備を使わないことを認めている（3条1項）。また、障害者等に対する装備の使用を慎重に判断するよう求めている（3条2項）。

律新聞によれば、法院行政処と韓国視覚障害者連合会が、「視覚障害者に対する点字判決文等の提供を向けた業務協約」を締結した<sup>(41)</sup>という。具体的には、視覚障害を有する者が判決書などの訴訟関係書類を点字や音声ファイル等で求めた場合、裁判所は視覚障害者連合会に連絡し、点字化や音声ファイル化を依頼する。視覚障害者連合会は、訴訟関連書類を求められた形式に変換し、4日以内に裁判所に送付する。これを受け取った裁判所は、視覚障害を有する申請人に送達する。一連の手續に要する費用は、法院行政処が負担する。この業務協約は、2020年4月に、司法行政諮問会議が「視覚障害者のニーズに合った形で訴訟関連書類を提供すべき」と決定したことを受けて結ばれたものである。この協約によって、視覚障害を有する者の司法アクセスが容易になり、司法手續に主体的に関与できるようになることが期待されている。<sup>(42)(43)</sup>

#### ④ 召喚状への2次元バーコード添付

その他、実務上、被告人の召喚状などに、印刷物音声変換のための2次元バーコードを印刷し、音声出力できるような配慮がなされている。<sup>(44)</sup>次

(41) 법률신문2020.10.5 「시각장애인을 위한 ‘점자 판결문’ 서비스 시행」. 以下の記述は、同記事に依拠した。

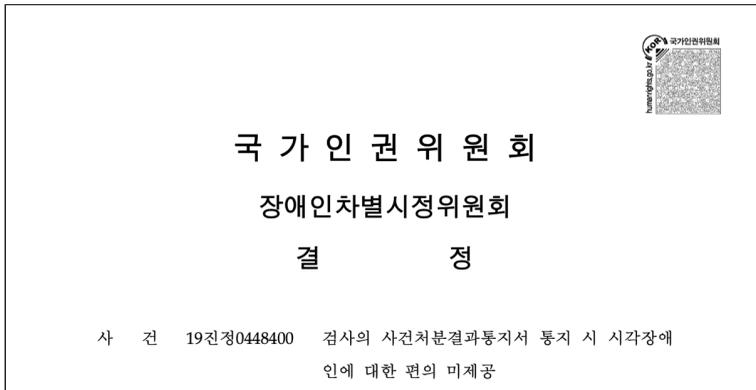
(42) 本稿では、この協約を、「被疑者・被告人が視覚障害を有する場合の権利保障」と関連して扱った。しかし、申請主体は、被疑者・被告人に限定されない。

(43) なお、韓国には、点字法という法律がある。障害者差別禁止法や障害者福祉法は、視覚障害を有する者の視覚的情報へのアクセス・利用のため、点字・点字資料提供の根拠を設けた。しかし、既に確認したように、韓国の点字使用環境は不十分であり、点字の利用・学習・文書作成などに制約がある。このような制約は、視覚障害者に、立法・司法・行政のみならず、教育・就業・日常生活の全領域で差別を経験させることになる。そのため、2017年に制定された点字法は、点字を公式文字として認め、点字で意思表示し、情報活用する権利を認めている。

(44) 차성안・前掲注19) 252쪽.

頁の図の通り、国家人権委員会の決定書の右上にも、2次元バーコードが印字されている。印刷物音声変換のための2次元バーコードは、スマートフォンにダウンロードしたアプリ等を利用してバーコードを認識すると、当該ページの内容を音声で確認することができるものである。QRコードのようなバーコードには、A4用紙1枚程度の情報量を記録することができる。点字よりも印字面積が少なく済むため、行政申請書類の発給時に2次元バーコードを付すことも多い。しかし、音声情報に誤りがあることも指摘されており、技術上の課題も残っている。

(45)  
図) 国家人権委員会決定に付された2次元バーコード



(2) 証人・被害者等が視覚障害を有する場合の権利保障・合理的配慮視覚障害を巡る実務上の動向は、被疑者・被告人を対象としたものに留まらない。国家人権委員会2020年決定は、視覚障害を有する者が告訴等を行った場合の配慮に言及している。<sup>(46)</sup> 本件陳情人は、重度の視覚障害を有す

(45) この図は、本稿IV.2.(2)「証人・被害者等が視覚障害を有する場合の権利保障・合理的配慮」で扱った国家人権委員会2020年決定の決定書1頁目の上部を転載したものである。

る。陳情人が告訴した事件について、検察官は「告訴・告発事件処分結果通知書」によって事件処理について通知した。しかし、この通知書には音声変換2次元バーコードや点字が付されておらず、陳情人は閲読できなかった（他人の援助を受けて、ようやく閲読することができた）。そこで、陳情人は、視覚障害を有する者に対する差別があるとして、正当な便宜の提供を求めて国家人権委員会に陳情を行った。

国家人権委員会は、次のように判断し、告訴・告発人が視覚障害を有する場合の合理的配慮を求めた。すなわち、「憲法11条は、何人もすべての領域で差別されないことを規定している。…障害者差別禁止法…は、公共機関は、障害者が電子情報及び非電子情報を利用し、それにアクセスするにあたって、障害を理由に差別行為をしてはならないと規定する（20条1項）。また、公共機関が生産・配布する電子情報について、障害者でない者と同等にアクセス・利用できるように、手話、文字等、必要な手段を提供しなければならないと規定する（21条1項）。…特に、公共機関及びその所属員は、司法・行政手続及びサービスを障害者が障害者でない者と実質的に同等な水準で利用できるように提供しなければならず、そのために正当な便宜を提供しなければならず（障害者差別禁止法26条4項）、「障害者が司法・行政手続及びサービスを利用し、又はそれに参加するために要求した場合、補助人員、点字資料、印刷物音声出力機器、手話通訳、代読、音声支援システム、コンピュータ等の必要で正当な便宜を提供しなければならない（障害者差別禁止法施行令17条1項）。同様に、障害者権利条約13条1項も、当事国に対して、捜査等のすべての法的手続において障害者が参加者としての効果的な役割を促進するため、手続及び年齢に応じた便宜の提供を含め、他者と同等に司法に効果的にアクセスできるよ

---

(46) 국가인권위원회2020.7.27, 19전정0448400결정.

う保障しなければならないことを規定している。裁判所や検察等の司法手続及びサービスの提供主体は、国民の権利と義務に直接・間接に影響を与え得る。そのため、他の公共機関よりも更に高い水準で障害者に対する便宜を保障しなければならないはずである。このような便宜の保障は、障害者が人間としての尊厳と幸福追求権を享有するための最も基本的な権利であると同時に、実質的な社会統合のための最小限の基盤である」。

国家人権委員会は、このように述べて、検察官が陳情人の重度の視覚障害を知っていたこと、不服申立手続の申立期間などに配慮していないこと等を指摘した。そして、検察官による本件通知書発送行為は、障害者差別禁止法20条、21条及び26条に違反し、司法・行政手続における障害者に対する便宜を欠くものであり、障害者に対する差別に該当するとした。

さらに、国家人権委員会は、告訴・告発事件処分結果通知書を通知する場合に、文字音声変換システムが開発されていないことを挙げ、本件のような問題が今後も発生し得ると指摘した。そして、この状況を改善するために、検事総長に対して、障害者差別禁止法及び同法施行令に基づき、視覚障害者に送達する告訴・告発事件処分結果通知書について、障害者でない者と同等にその内容を確認できる手段を設けるように勧告した。

### 3. 小括

韓国の刑事司法実務では、視覚障害を有する者の権利保障や合理的配慮が徐々に進んでいる。これらを貫く基本的な考え方は、憲法上の個人の尊厳や平等原則と、障害者権利条約の理念の尊重である。そして、それを具体化するために、障害者差別禁止法によって差別や合理的配慮の不作為を強く禁じている。刑事司法手続との関係では、司法におけるアクセス権保障という観点が重視され、視覚情報へのアクセス権のみならず、司法手続自体へのアクセス権も強く意識されている。その上で、具体的な保障策の整備を義務づけたり、実際に生じた権利侵害等の認定・救済を行っている。

韓国でも、刑事司法手続における視覚障害者の権利保障や合理的配慮は、十分な水準に達していない。しかし、憲法や障害者権利条約の考え方を踏まえ、視覚障害者を「忘れられた存在」にせず、権利保障や合理的配慮を追求しているといえる。

## V. 学理における議論

韓国においても、視覚障害者と刑事司法手続に関する議論が盛んなわけではない。しかし、日本よりは議論が展開されている。そこで、刑事司法手続における視覚障害者の権利保障や合理的配慮を考える際の示唆を得るために、韓国で展開されている議論を確認する。

視覚障害を有する者は、刑事手続において、積極的優遇措置が必要な存在であると位置づけられている。視覚情報へのアクセス権を保障することのみならず、司法手続自体へのアクセス権を保障し、視覚障害を有する者の主体性を確保し、その尊厳が損なわれないようにしなければならない。捜査・公判段階で調書を作成する際に、点字や音声支援システムを備えたPCを用いて、供述内容の正確性を確認できるような方法を採用すべきことは、視覚情報へのアクセス権保障の問題であると同時に、司法手続自体における主体性確保という観点からも理解しなければならない。主体性確保のためには、弁護人の援助を保障することも重要となる。現在、刑法上の国選弁護人選任事由として挙げられている障害者は、耳の聞えない者又は口のきけない者、心神喪失者・心神耗弱者である（刑訴法33条1項4号及び5号）。この事由に、視覚障害者を加える必要があると主張されて<sup>(47)</sup>いる。

もちろん、視覚障害を有する者の権利保障を考える上では、「視覚情報

---

(47) 以上、송시섭 「형사법상 장애인의 지위——장애인차별금지법의 관점에서」 *홍익법학*13권 1호 (2012년) 14-15쪽を参照。

へのアクセス権」を意識することも重要である。そのため、訴訟記録などは、点字、電子ファイル、音声変換出力機を用いるための2次元バーコード印刷、音声資料等の形式で提供する必要があるとされる。<sup>(48)</sup>ここで注意すべきことは、全ての視覚障害者が点字を使いこなすわけではない点である。一般に、視覚障害を有することになった時期が遅い者ほど、点字を習得していないとされる。このような場合、音声変換ソフトなどを活用して情報を取得することが多い。また、視力が残っている者は、拡大印刷や拡大読書機などを用いて視覚情報にアクセスすることもある。<sup>(49)</sup>視覚障害を有する者の情報アクセス権保障と関連して、点字に依存するのではなく、個々人の情報入手手段に応じた対応が必要である。

## おわりに——視覚障害者に関する刑事政策上の課題

### 1. 総論的な課題

伝統的に、障害は、各機能不全から直接に生じるものであると捉えられていた。そのため、障害を有する者が社会的な困難を経験することは自明であり、その不利益は障害を有する者が自ら克服すべきであると考えられてきた。障害学では、このような考え方を「障害の個人モデル」(individual model of disability)と整理する。<sup>(50)</sup>これに対して、「障害の社会モデル」(social model of disability)は、障害を有する者が直面する困難や不利益について、障害者でない者の視点で作られた社会が与えるものであると理

---

(48) 차성안・前掲注19) 239쪽.

(49) 차성안・前掲注19) 240쪽.

(50) See MICHAEL OLIVER, BOB SAPEY AND PAM THOMAS, SOCIAL WORK WITH DISABLED PEOPLE 12-14 (4th ed. 2012). なお、同書3版の邦訳として、マイケル・オリバー＝ボブ・サーベイ(川口尚子訳)『障害学にもとづくソーシャルワーク——障害の社会モデル』(今剛出版、2010年)37頁以下も参照。

(51)(52) 解する。すなわち、障害は、社会的構造物として観念され得る。<sup>(53)</sup> この考え方は、障害者権利条約なども採用するものである。<sup>(54)</sup> この視点に立てば、障害を有する者は、他者によって「障害者にされた」者と位置づけられる（そのため、障害学の論者は、「障害者」を、disable の過去分詞を用いて「disabled people」と呼称する<sup>(55)</sup>）。

韓国では、刑事司法手続における視覚障害を有する者の権利保障や合理的配慮と関連して、憲法や障害者権利条約の理念が尊重され、その忠実な具体化が追求されている。その際には、視覚情報へのアクセス権のみならず、司法手続自体へのアクセス権を保障し、その主体性を確保することを重視している。障害を有する者が、障害者でない者と実質的に同等の水準で司法を利用できるように（障害者差別禁止法26条4項）、「正当な便宜」

(51) *Id. at* 14-20. オリバーほか・前掲注50) 45頁以下も参照。

(52) 障害の社会モデルや、問題点を含む議論状況は、杉野昭博『障害学——理論形成と射程』（東京大学出版会、2007年）113頁以下、榊原賢二郎「障害社会学と障害学」榊原賢二郎編『障害社会学という視座——社会モデルから社会学的反省へ』（新曜社、2019年）152頁以下を参照。

(53) 川島聡「国際人権法における障害差別禁止——障害のモデルと合理的配慮」『これからの人権保障——高野真澄先生退職記念』（有信堂高文社、2007年）232頁以下。

(54) 障害者権利条約前文(e)および1条を参照。なお、川島聡=東俊裕「障害者の権利条約の成立」長瀬修=東俊裕=川島聡編『障害者の権利条約と日本——概要と展望』（生活書院、2008年）20頁以下、西原和久=杉本学編『マイノリティ問題から考える社会学・入門——差別をこえるために』（有斐閣、2021年）55頁〔後藤悠里執筆〕など。

(55) 西原ほか・前掲注54) 42~43頁〔後藤悠里執筆〕。なお、現在の一般的な理解であり、人間の尊厳を最優先に考える「人権モデル」については、川島・前掲注53) 235頁以下、池原毅和『日本の障害差別禁止法制——条約から条例まで』（信山社、2020年）25頁以下、河野正輝『障害法の基礎理論——新たな法理念への転換と構想』（法律文化社、2020年）117頁以下等を参照。

を講じる義務（同4項）と「必要な措置」を講じる義務（同6項）を刑事司法関係機関に課するという枠組みは、刑事司法手続において、障害を有する者を「障害者にせずに司法にアクセスする権利を保障する」ためのものである。このような権利保障の視点に加えて、視覚障害の程度等によって「正当な便宜」や「必要な措置」が異なることを前提に、画一的な対応ではなく、個々人が日常的に用いる情報入手手段を踏まえた対応等が目指されている。つまり、「社会モデル」を超えて、人間の尊厳を尊重した「人権モデル」の視点も十分に意識されているのである。

翻って、日本の障害者差別解消法も、「社会的障壁」という語を用いている（2条1号<sup>(56)</sup>）。そのため、日本においても、障害が、社会によって作られた障壁との関係で困難や不利益を引き起こすという考え方は否定されていない。しかし、刑事司法手続における視覚障害に目を転じると、視覚に障害がないことを前提とした手続が前提とされている。視覚障害を有する者に関する議論自体も十分に展開されておらず、視覚障害との関係で刑事司法手続に内在する障壁を除去しようとする視点は乏しいように思われる。その結果、視覚障害を有する者が司法手続にアクセスする権利自体も、著しく軽視されているのではなかろうか。少なくとも、刑事司法手続との関係で、視覚障害を有する者が「障害者にされた者」であることを強いられている状況を看取することができる。

## 2. 全刑事司法過程を通じた権利保障と合理的配慮

刑事司法手続に関与する者は、被疑者・被告人に限定されない。また、刑事司法手続は、捜査段階から刑の執行（ないし更生保護）まで続く一連の手続である。現在の障害者差別解消法は、国や地方自治体が「施策を策

---

(56) 同条2号は、「社会的障壁」について、「障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの」と定義している。

定・実施」する責務を確認し（3条）、「社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関する環境の整備」を行政機関等に委ねる（5条）。しかし、刑事司法手続の各段階を担う関係機関は、警察、検察、裁判所、刑事施設、保護観察所等と変化する。視覚障害を有する関与者が各手続段階で直面し得る権利侵害・不利益・困難等に対しては、行政機関単位ではなく全刑事司法過程を通じて向き合う必要がある。

### 3. 中途視覚障害者と刑事司法手続——超高齢化社会と刑事政策

韓国の刑事施設に収容された視覚障害受刑者のほとんどが、刑執行期間中に他の疾病等に起因して視力を失った者であった（本稿IV.1.を参照）。この事実は、極めて重要な問題を提起している。刑事司法手続における視覚障害者の権利保障や合理的配慮を考える際には、中途視覚障害者も想定して議論する必要があることを示唆するためである。日本の障害者手帳所持者等のうち、障害の原因が「出生時の損傷」である者は、65歳未満で9.4%、65歳以上で2.8%であり、多くは中途障害者である<sup>(57)</sup>。一般的に、点字を用いる者の多くは、先天性視覚障害者であると言われる。中途視覚障害者の場合、残存視覚への依存が大きかったり、点字教育を担う者が減少していること等もあり、点字の習得が困難である<sup>(58)</sup>。また、中途視覚障害者の場合、白杖を用いることに対する心理的抵抗が大きいことも指摘されている<sup>(59)</sup>。刑事司法手続の入口で司法関係機関が障害の有無に気づきにくかったり、手続過程で視覚障害を有することになったときに本人が申し出にく

(57) 厚労省・前掲注1) 34頁。

(58) 大田美香＝小田剛＝喜多伸一＝前田英一＝菅野亜紀＝高岡裕「中途視覚障害者向け点字 e-ラーニングの研究開発とその学習効果」神戸常盤大学紀要9号（2016年）35頁。

(59) 石橋健＝古田均＝世羅愛子＝香川圭明「中途視覚障害者のための歩行支援システムに関する研究」日本知能情報ファジィ学会ファジィシステムシンポジウム講演論文集30巻（2014年）700頁。

い等の課題もあろう。<sup>(60)</sup> 高齢化が著しい現在、糖尿病網膜症、緑内障、網膜色素変性、加齢黄斑変性症などで、中途視覚障害者となる者は増加すると考えられる。起訴段階や公判段階では視覚障害を持たない者が、公判手続や刑の執行手続の途中から中途視覚障害者となることも十分にあり得るのである。刑事司法手続の各段階において、視覚障害を有する関与者に対する権利保障や合理的配慮を検討する必要性は、今後より一層増すであろう。

#### 4. 刑事手続のデジタル化との関係

視覚障害を有する者が必ずしも点字を用いない中で、情報アクセス権を保障するためには、点字に加えて、電子ファイル、音声変換出力機を用いるための2次元バーコード印刷、音声資料等で訴訟記録等を提供できるようにする必要がある。電子ファイル上の文字読み上げソフトを用いるためには、単にPDF化されているだけでは足りず、テキストデータ化されている必要がある。

ところで、近時、IT新戦略等と関連して、法務省内に「刑事手続における情報通信技術の活用に関する検討会」が設置される等、刑事手続のデジタル化が注目を集めている。ここでは、手続に関与する国民の負担軽減や、新型コロナウイルス感染症を念頭に置いた「非対面・遠隔化」が意識されている。<sup>(61)</sup> しかし、刑事手続のデジタル化の意義は、これに留まらない。刑事司法手続に関連する書面が、テキストデータを伴うファイルに変換されれば、視覚障害を有する者が音声変換して情報を得られるためである。刑事手続のデジタル化は、視覚障害を有する者の情報アクセス権保障との

---

(60) 中途障害を抱えることによるコミュニケーションの変容や直面する苦悩は、柴崎美穂『中途盲ろう者のコミュニケーション変容——人生の途上で「光」と「音」を失っていった人たちとの語り』(明石書店、2017年) 301頁以下が参考になる。

(61) 刑事手続における情報通信技術の活用に関する検討会「第1回議事録」(令和3年3月31日) 1頁。

関係でも捉えられるべきである。<sup>(62)</sup>

### 5. その他

本稿末尾「表2」では、刑事司法手続の各関与者として、裁判官や検察官を挙げていない。しかし、韓国では、視覚障害を有する者が裁判官や検察官に任官することについても、僅かながら議論が存在する。<sup>(63)</sup> また、視覚障害3級の者が憲法裁判所憲法研究官補に任命された例もある。<sup>(64)</sup> この憲法研究官補は、大学卒業後に網膜色素変性による視覚障害の判定を受け、その後ソウル高裁研究員として勤務した経歴を持つ。<sup>(65)</sup> 憲法裁判所も、この憲法研究官補の採用を契機として、裁判所の設備や備品などの見直し・設置を行った。日本でも、視覚障害を有する弁護士は複数存在する。<sup>(66)</sup> 憲法、障害者権利条約、障害者関連諸法の理念に忠実な将来を描くとき、末尾の表で挙げた各関与者以外の者についても検討する余地があるかもしれない。

表2) 刑事司法手続において視覚障害を有する者が直面し得る権利侵害・不利益・困難等

区分	被疑者・被告人	被害者	目撃者	裁判員
犯罪発生時		行為者・被害状況等の視覚的認知 <sup>(67)</sup>	行為者・犯罪状況の視覚的認知	

(62) 차성안・前掲注19) 259쪽以下も参照。

(63) 차성안・前掲注19) 253쪽이하。

(64) 로이슈2017. 2. 24 「헌법재판소 최초 시각장애인 헌법연구관에 김병욱씨 임명」.

(65) 법률신문2017. 2. 24 「‘시각장애 극복’ 헌법연구관에 임용된 김병욱씨」. 憲法裁判所憲法研究官は、憲法裁判所における研究を担うほか、決定草案の作成にも関与する特定職国家公務員である（憲法裁判所法19条）。憲法研究官の俸給及び号俸体系は、裁判官とほぼ同一である。

(66) 大胡田誠『全盲の僕が弁護士になった理由』（日経BP社、2012年）、小林照幸『全盲の弁護士 竹下義樹』（岩波書店、2019年）を参照。

捜査手続	捜査機関への出頭，捜査機関庁舎内のバリアフリー		
	捜査官の身分確認		
	令状が発付された事実の確認	被害申告の躊躇	情報提供の躊躇
	呈示された各種令状記載内容の確認	被害届・告訴状の作成	
	押送時の手錠・腰縄の使用	(68) 供述環境の視覚的認知	
	押送時及び捜査機関庁舎内における白杖等の歩行補助具の使用	捜査機関庁舎内における白杖等の歩行補助具の使用	
	取調べにおける視覚情報の理解・伝達	被害申告・取調べ等における視覚情報や被害状況の理解・伝達	取調べ等における視覚情報や被害状況の理解・伝達
	取調べにおける視覚情報の理解・伝達		
	供述内容・調書記載事項・読み聞かせ内容の同一性の確認		
	接見における弁護人の身分確認	代理人弁護士の身分確認	
	接見における視覚情報の理解・伝達	代理人弁護士への相談における視覚情報の理解・伝達	
	逮捕・勾留の必要性		
	(69) 被疑者ノート記入		

(67) 例えば，周囲に複数人が存在する職場や酒席等で強制わいせつ等の被害に遭っても，誰か行為者が，誰が見ていたか等を視覚的に認知・把握することは困難である。

(68) 被害者が被害申告を行ったり，取調べを受ける場所・環境を視覚的に認知できないと，その場所・環境の構造，捜査官や立会人の人数・性別等を把握することが困難である。申告する被害内容が自身のプライバシーと関連する場合，その場所・環境で被害申告を行うことへの不安が生じ得る。視覚障害を有する者が性犯罪被害に遭いやすい現状を踏まえると，二次被害などにも繋がる重大な問題である。

(69) 日弁連が一般向けに公開する被疑者ノートを見る限り，日本語版と外国語版（12ヶ国語）のみであり，点字版は探し当てることができなかった。

	(70) 供述内容の信用性の吟味等と障害に対する疑念		
	事件の手續状況の把握		
公訴提起	起訴状謄本の受領		
第一審公判手續	召喚状・勾引状の受領	召喚状の受領	選任手續の呼出状の受領
	裁判所への出頭，法廷を含む裁判所庁舎内のバリアフリー		
	訴訟関係書類の閲覧		障害を理由とする忌避等
	展示された証拠物や図面などの視覚的認知	傍聴席の様子を含む証言環境の視覚的認知 <sup>(71)</sup>	展示された証拠物や図面などの視覚的認知
	被告人質問における視覚情報の理解・伝達	証人尋問における視覚情報の理解・伝達	被告人・証人の表情や供述態度などの視覚的認知
	供述内容・調書記載事項・読み聞かせ内容の同一性の確認が困難なことと自白の任意性の関係	供述内容・調書記載事項・読み聞かせ内容の同一性の確認が困難なことと署名・押印の有効性の関係	
	被告人質問における供述内容の信用性の吟味等と障害に対する疑念 <sup>(72)</sup>	証人尋問における証言内容の信用性の吟味等と障害に対する疑念	視覚的認知を欠く中で形成した心証と障害に対する疑念
		事件の手續状況の把握	評議における他の裁判員の態度・表情などの視覚的認知

また、仮に点字版があったとして、留置施設における点字用具の使用が常に許可されるかは不明である。

(70) 捜査官が供述内容の信用性等を吟味・判断する上で、「本当は見えていたのではないか」等、障害に対する疑念とも解し得る質問をせざるを得ない場合はあり得る。このような質問は、内容・方法によっては、視覚障害を有する者にとって、自身の障害や供述の信用性のみならず、その尊厳を否定されたと感じることが考えられる。

(71) 本稿注68)と同じ問題が生じ得る。

(72) 本稿注70)と同じ問題が生じ得る。

			他の裁判員との情報格差
判決言渡	判決書の閲読		
上訴・非常救済手続	準備における視覚情報の理解・伝達	事件の手続状況の把握	(場合により、第一審公判手続の内容と重複)

(73)  
刑の執行

執行のための呼出し受領, 罰金の納付告知書の受領		
権利保障	所内生活全般	不服申立て
書籍等の閲覧	刑事施設内関係書類(「所内生活の手引」や掲示物など)の閲読	「事実の申告」, 「審査の申請」, 「苦情の申出」対象行為の状況等の視覚的認知
信書の発受	作業配置における指定可能作業および職業訓練の制限, 刑務作業の視覚的理解・実施	「事実の申告」, 「審査の申請」, 「苦情の申出」関連書類作成, 代書時の視覚情報の理解・伝達
点字用具及び視力補正器具の使用	同室の者の様子の視覚的認知(集団室の場合)	提案箱への意見・提案書記入, 投函の秘密性確保
点字以外の情報入手手段(印刷物音声出力機器, 代読, 音声支援システム, コンピュータ等)の使用	刑事施設内の導線・移動経路・設備などの視覚的認知	
捕縄, 手錠及び拘束衣の使用	余暇活動の視覚的制限(慰問・映画鑑賞等)	
中途視覚障害をもたらし得る疾病の治療	刑事施設内関係書類の閲読困難に起因する遵守事項違反	
面会相手の身分確認	懲罰審査会に係属する前段階の調査における視覚情報の理解・伝達	
災害時の避難	懲罰審査会に係属する前段階の調査における供述内容・調書記載事項・読み聞かせ内容の同一性の確認	
	貸与物品・自弃物品の管理	

(73) 刑の執行手続における問題のうち、「所内生活全般」に分類したものの中には、捉え方によっては「権利保障」に分類すべきものもある。本稿の分類は、「所内生活全般」に分類した内容の権利性を否定する趣旨を含むものではない。また、各問題の順番は、配慮を要する優先順位などを示すものではない。

特別改善指導，教科教育の制限
外部通勤作業の制限
外出及び外泊の制限

注) この表で挙げた権利侵害・不利益・困難等は，韓国で危惧されたり実務上問題となった論点，日弁連法務研究財団の研究事業として開催する研究会における議論のほか，関東弁護士会連合会・前掲注5）35頁以下，東・前掲注9）87頁以下を参照し，さしあたり想定し得る課題を筆者が整理したものである。この表で挙げた内容以外にも，刑事司法手続において視覚障害を有する者が直面し得る権利侵害・不利益・困難等があり得る。また，更生保護や少年司法手続に固有の問題については，韓国の議論や上記書籍の記載がないこともあり，表2では言及できなかった。

〔付記〕本稿は，公益財団法人日弁連法務研究財団の研究事業「刑事手続における視覚障がい者の権利保障に関する実態調査——ノーマライゼーションの実現に向けて」（研究番号157，研究主任：渡辺顕修・甲南大学教授）による研究成果の一部である。

# Criminal Policy and Visually Impaired: Issues to be solved

論

Shota ABE

There are two important but haven't sufficiently discussed issues relating to the visually impaired people (VIP) in Japanese CJS. One is 'guarantee of rights' and the other is 'rational consideration'. As the older we grow, the risk to have an acquired visual impairment become high. In this aging society, the number of VIP are expected to increase. Guaranteeing the right to access to justice and ensuring the independence of VIP require urgent discussion based on the principles of the Convention on the Rights of Persons with Disabilities as well as the Constitution of Japan.

説

In this article, four findings below are shown. First, VIP are 'out of sight' in Japanese CJS thoroughly ; from investigation stage to imprisonment stage. Second, Korea has concrete set of obligations for criminal procedures and relevant institutions. The author shows this by reviewing the Disability Discrimination Act in Korea. Third, Korean VIP in CJS are treated better than in Japan. With outlining a procedure which allows a disable to sit with a trusted person during an interrogation and a trial, which the author presents its significance. Forth, Korean criminal justice practices work for guaranteeing VIP's rights and ensuring the rational consideration of them. To review this, the author focuses on cases of the Korean Supreme Court and the National Rights Commission.

Based on these findings above and comparative legal perspective, the author presents the criminal policy issues to be considered and studied in Japan hereafter for VIP.

Visually impaired person could be an accused, a defendant, a victim or a witness. And criminal proceedings are consisted of many parts as police investigation, prosecution's investigation, indictment process, trial, appeal, retrial and imprisonment.

For the purpose of leading the promotion of normalization in the CJS in

Japan, the author argues that in discussion relating to VIP in the CJS, discussers should firmly put in their minds this variety of circumstances and criminal procedural stages, as there is a lack of previous international, comparative legal research on VIP and criminal policy.